環境影響評価法を巡る課題と対応方向の概要

環境影響評価を巡る状況変化『課題

改正事項

対象事業

- ・補助金が交付金化されることにより、これ まで対象だった事業が対象外となる可能性
- ・風力発電事業の大幅な増加、騒音等への 苦情・鳥類への被害(自主アセスでは住民参加 が不十分との指摘)

◎交付金事業を対象事業に追加 (政令改正:風力発電所を追加)

戦略的環境アセスメント

・事業実施段階では枠組が全て決定されて いて、柔軟な環境保全の視点が困難な 場合がある

(例えば、より有効な生物多様性保全策が選択される可能性が低くなるとの指摘)

方法書•準備書段階

- ・方法書の分量が多く、専門的 (例えば、コミュニケーション不足との指摘)
- ・方法書段階で環境大臣の意見提出の仕 組みがない
- 行政手続電子化の進展
- ・地方分権の進展、都道府県も市も条例を 有する場合に審査スケジュールが困難

◎戦略的環境アセスメントの手続の 新設

事業の検討段階において環境影響評価を実施

- ◎方法書段階における説明会の開催 を義務化
- ◎評価項目等の選定段階における環境大臣の技術的助言を規定
- ◎電子縦覧の義務化
- ◎政令で定める市から事業者への直接の意見提出

評価書段階

- ・事業の許認可権者が自治体の場合、環境 大臣の意見提出の仕組みがない(例えば、 公有水面埋立事業で、アセスが不十分との指摘)
- 環境大臣意見形成過程の透明性確保

◎許認可権者が地方自治体である場合の環境大臣意見手続の創設

(下位法令で環境大臣意見に係る 学識経験者の活用について措置)

事後調査

・報告・公表の仕組みがなく、事後調査等の 状況を住民や行政が確認できない

(例えば、移植の失敗等が確認できず、生物多様 性保全が確保できないとの指摘) ◎事後調査等に係る手続の具体化 評価書に盛り込まれた調査事項等 に関する事業着手後の状況の公表 等